ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請について

**＜申請から課税決定までの流れ＞**

**１**　寄附金税額控除に係る申告特例申請書と添付書類を、寄附した年の**翌年１月１０日までに**送付してください。

・添付書類

【パターン１】マイナンバ―カードの写し（両面）

　　　【パターン２】マイナンバーカードがない場合①か②のいずれか

1. 『番号通知カードの写しまたは住民票(番号あり)の写し』と『運転免許証の写し(両面)』
2. 『番号通知カードの写しまたは住民票(番号あり)の写し』と『パスポートの写し』

【パターン３】上記が困難な場合

1. 『番号通知カードの写しまたは住民票(番号あり)の写し』と、健康保険証や年金手帳など

『公的書類の写し２種類』

**２**　阿賀町から貴住所の市町村役所へふるさと納税ワンストップ特例制度利用の連絡をします。

**３**　寄附した年の翌年の個人住民税について寄附金税額控除を受け課税決定されます。

【御注意ください】

　確定申告をする方や６団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

　＜ワンストップ特例を申請しても適用されない場合＞

　・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした。

　・ ６団体以上にワンストップ特例を申請した。

・ 寄附した翌年の１月１日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

※１　ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転出するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の１月１０日までに変更届出書が必要です。

※２　ワンストップ特例申請書の受付については、メール等でご連絡させていただきます。

**※３　申請書及び変更届出書の提出先は、お申込みのサイトに関わらず下記のとおりです。阿賀町役場ではありませんのでご注意ください。**

**提出先：〒143-8691**

**日本郵便株式会社　大森郵便局私書箱第61号**

**株式会社さとふる　新潟県阿賀町ワンストップ特例申請窓口　宛て**

【お問い合わせ先】〒959-4495新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町役場 まちづくり観光課 ふるさと納税係　電話：0254-92-4766